

一  
四

保安條例ニ關スル資料

内務省

規格 B. 5.



目次

- 一 保安條例 上諭及條文
- 二 警視廳史稿記事
- 三 日本警察史記事
- 四 清浦伯爵警察回顧錄記事
- 五 保安條例方四條の實施（明治二十年東日記事）
- 六 保安條例の發布と熾然たる社會（同時報新報記事）
- 七 退去を命ぜられた主なる人々（近代日本史）
- 八 片岡健吉等保安條例に關はる（近代日本史）
- 九 保安條例廢止經過

内務省

規格 B. 5.

保安條例

勅令

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ民臣ノ幸福ヲ保護スル  
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ裁  
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文  
内務大臣 伯爵 山縣 有朋  
司法大臣 伯爵 山田 綱義

勅令第六十七號

内務省

内務大臣  
外務大臣  
陸軍大臣  
海軍大臣  
司法大臣  
文部大臣  
農商務大臣  
逓信大臣  
内閣書記官長  
各省長官

凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯絡通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者、前項ニ同シ

保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯絡通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者、前項ニ同シ

第二條 屋外集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

内務省

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スベシ印刷者ハ其情ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ルルコトヲ得ス

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認めルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

内務省

集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ本刑ニ二等ヲ加フ

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スベシ印刷者ハ其情ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ルルコトヲ得ス

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認めルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得



... 八十一 ...

... 八十一 ...

三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外銃器短

銃火藥刀劍仕込杖ノ類總テ携帯運搬販賣ヲ禁スル事

四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅券ノ制ヲ設ケル事

第六條 前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮

又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法

律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷

ス

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

内務省

保 安 條 例

二十五日保安條例ヲ執行シ中島信行尾崎行雄島本仲道林有造星  
亨等四百七十餘名ヲ皇居三里外ニ追放ス

是ヨリ先キ高知縣士族片岡健吉宮地茂春等其黨ト謀リ現内閣ヲ  
傾動セント欲シ言論集會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ請願ヲ以  
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封事ヲ携ヘテ上京シ之ヲ内閣ニ呈シ  
且言論集會出版ノ自由ヲ得ヘキト地租ノ減セサル可ラサルトヲ  
以テ天下ニ號呼ス各地方奔馳好名ノ徒蜂起シテ之ニ應シ先ヲ爭  
フテ健吉等ノ聲ニ傲ヒ陸續相提携シテ部下ニ烏集シ或ハ元老院



て大詔告事、事ニ就ニ...  
以テ大詔ニ...  
其旨...  
二十日始...  
新...  
...

善... 二... 一...

ニ健白シ或ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏ヲ促シ若クハ其非ヲ暴ケテ辭  
職ヲ勸告シ傍ヲ集會ニ新聞ニ溢リニ危激ノ首論ヲ爲シテ人心ヲ  
鼓舞シ力メテ上下ノ間隔ヲ謀ル又其率ユル所無賴壯年ノ輩ヲ指  
駭シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ遣ニ要シテ暴行ヲ加ヘ又ハ兇  
器ヲ携ヘ公園ニ屯集シテ虛威ヲ示シ偶々警察官ノ之ヲ制スルア  
レハ之ニ暴行ヲ加フル等粗暴危激一ニシテ足ラス其隠行詭譎ニ  
シテ測ル可ラサルモノアリ故ニ飛語アリ此輩大害ヲ企ル所アリ  
ト府下物論靡々人心恟然定ラス時ノ總監三島通庸決然此輩ヲ處  
分シ羣下ヲ一掃シ休安ニ至ラシメンコトヲ内閣ニ痛論ス此夜迅  
雷一發賊黨ヲ排除シ天曠開霽都下肅然タリ是日保安條例ヲ制定  
發布ス本條例ハ大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スルカ爲

内務省

規格 B. 5.

内務省  
一、本邦に於ける治安を維持し、人民の生命財産を保護し、犯罪を防止し、及び行政事務を執行することを目的とする。  
二、本官は、法律の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な権限を行使し、且つ、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
三、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
四、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
五、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
六、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
七、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
八、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
九、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。  
十、本官は、その職務を執行するに當り、その職務の範囲内において、その職務を執行するに當り、必要な便宜を享受する。

ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ設定セシモノニシテ其大要ハ秘密ノ結社集會ヲ禁止シ又屋外ノ集會及ヒ群集ハ其許可ヲ經ルト否トヲ問ハス警察官之ヲ禁止スヘキヲ認ルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得又皇居若クハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居シ若クハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ或ハ教唆シ或ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ルトキハ警察官ニシテ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日若クハ時間ヲ限リテ退去ヲ命ジ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿若クハ住居スルヲ禁スルコトヲ得又人心ノ動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ令シテ警察官ノ許可アルニ非レハ集會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲ヲ經サレハ

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルコトヲ禁シ及ヒ官廳ノ許可アル  
ニ非レハ銃器刀劍火藥等ヲ携帶運搬販賣スルヲ禁シ又旅人ノ出  
入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ設ルコトヲ得セシム而シテ此條例ニ違犯  
スル者ハ其刑輕重各々差アリト爲ス 勅令第六  
十七號

二十四年一月十三日參規

規格 B. 5.

内務省

二十九年十一月二十二日附録

スル等ハ其旨趣ヲ考ヘテトイフニ 附録六

人々等ノ心ヲ安メテ其ノ地ヲ治メテハ 附録六

ニテノハ其旨趣ハ其ノ旨趣ニテ 附録六

其旨趣ニテ其旨趣ニテ其旨趣ニテ 附録六

保安條例 (清浦伯 警察回願録 自六二頁 至六五頁)

當時藩閥政府攻撃の火の手は一層激烈を加へて参りますし、又中には頗る急燥過激な手段を以て事を圍り輩殺の下に集ると云ふやうな、實に其形勢の險悪危急なるものがあつたのでございます。そこで之に對する方策を構てるが爲に彼の保安條例なるものが發布せられたのでございます。此條例は長いものでありましたが其内皇居を去る三里以内の地に居住する者にして内亂を陰謀し又は教唆し若くは治安を妨害するの虞ありと認むるときは地方長官は―東京は警視總監―主務大臣の認可を得て退去を命じ三年以内同一の地域内に入居するを禁ずることを得る、斯う定められ

内務省

規格 B. 5.

一昨日概略遂御相談候一專即江戸御構云々最頃固なる陳腐の節  
 いかが修正相成候や一兩日中に内決致慶草按出來候は、被差越  
 度貴意に反對の説故些と御取調苦布儀も可有之候得共奉急候聞

たのでございます。當時此保安條例の制定に際しましては、政府  
 部内に於ても其得失に付ては賛否の議論が頗る激しかつたのでご  
 さいます。結局治安を維持する爲には勢ひ已むを得ざる臨機處  
 置であると云ふことに一決いたして發布を見るに至つたのでござ  
 います。最初には山縣公などは江戸御構ひの案と言つて居られた  
 山縣内務大臣が拙者に與へられたる審問は左の通りで山縣大臣  
 自身にも良案とは思はれぬ様であつた。但勢已むを得ざるものと  
 決心せられたのであつた。

内務省  
八月一日  
清浦兄  
無據及御催候草々如此

八月一日

有朋

清浦兄

無據及御催候草々如此  
など、云ふ手紙を送られ、今に持つて居るやうな次第であります。それから條例となつて出る時には、最初退去條例と云ふ名であつた。退去條例と云ふのは如何にも露骨なりと云ふので、井上毅と云ふ人の意見で、治安を維持する爲の法律であるから保安條例と致すが儘かであらうと云ふことで、保安條例と云ふことになつた。其退去を命ぜられたる者は約三百五六十名もあつたかと記憶いたして居ります。而して其内容の重なる人々は屋亨・林有造・

内務省

このことについては、田中首相の御意を承り、各府県に御注意を申し上げます。また、各省の御意見を伺ひ、必要に応じて御対応を申し上げます。このことについては、田中首相の御意を承り、各府県に御注意を申し上げます。また、各省の御意見を伺ひ、必要に応じて御対応を申し上げます。

田中

八月一日

内務省事務官

中島信行・片岡健吉・尾崎行雄・中江篤介など、云ふやうな人が重なるものであつたのでございます。

三島藩視總監の勇断 而して其實地施行に至りましては、勿論藩視總監たる三島通庸氏が其衝に當つたのであります。多数混雑の際であつたからして、退去を命ぜられた人々の中には随分間違もあつて、意外なる惨事を惹起したこともあつたのでございます。中には伊藤總理大臣の所へ直まゝに抗議に詰めかける者もあつたと云ふやうなことで、そこで伊藤總理も非常に驚いて、或る自分の使つて居られる人——此人は今でも健在して居りますが、其人を以て藩視總監に其旨を傳へられた所が、三島藩視總監は烈火の如くに憤怒して斯る場合に於てかれこれ抗議を申込む者があるから



と云つて中途で内閣の方針がぐら付くやうでは、自分として藩脱  
總監の職務は勤まらぬから辭職すると云ふやうな事では、辭表を提  
出せられたことなどもあつたのでございますが、之に付ても色々  
面倒な話もありますかなれども、是はこゝで御話することは先づ  
差控へて置かうと思ひます。當時は全く戒嚴令でも布かれたやう  
な有様であつたが、政黨側でも是は政府が秦の始皇時代の李斯と  
云ふ人が逐客の令を以て處士を追ひ拂ふた様なものであるとか、  
或は水鳥の羽音を繼いでびつくりして睡んだ平家の公達を學んだ  
ものだなど、云ふやうなことで、嘲つたやうなこともありましたが、  
併し政府の漸行の結果、鞏固の下の政界は漸く静謐に歸したやう  
なことであります。

規格 B. 5.



明治二十年十二月二十八日發行  
保安條例第四條の實施  
東京日日新聞所載  
保安條例發布につき其筋にては同條例第四條に據り治安を妨害  
するの虞ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に  
退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れ一―手分して拘  
立に着手せられたり（此日は前號にも記せし如く府下各警察署半  
數の巡査は芝公園の彌生社の忘年會に參集せしが午後三時頃後に  
總員引揚となり歸署するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此  
事に着手せられしなりと云ふ。）其中首立たる人々は星亨（三年）  
林有造（三年）中島信之（三年）島本仲道（三年）尾崎行雄（三  
年）片岡健吉（二年半）を申渡されしが不服にて目下警視廳（拘  
置）山本興彦（高知二年半同上）宮地茂春（高知二年半同上）な

保安條例第四條の實施  
明治二十年十二月二十八日發行  
東京日日新聞所載

保安條例發布につき其筋にては同條例第四條に據り治安を妨害  
するの虞ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に  
退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れ一―手分して拘  
立に着手せられたり（此日は前號にも記せし如く府下各警察署半  
數の巡査は芝公園の彌生社の忘年會に參集せしが午後三時頃後に  
總員引揚となり歸署するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此  
事に着手せられしなりと云ふ。）其中首立たる人々は星亨（三年）  
林有造（三年）中島信之（三年）島本仲道（三年）尾崎行雄（三  
年）片岡健吉（二年半）を申渡されしが不服にて目下警視廳（拘  
置）山本興彦（高知二年半同上）宮地茂春（高知二年半同上）な

... (faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side) ...

りしが承服に付送さる(竹内綱(二年半)中江篤介(二年半)  
吉田正春(二年半)坂崎斌(二年半)廣瀬正猷(二年半)安藤清  
秀(高知二年半)横山又吉(高知二年半)山田泰造(二年)和田  
稻積(高知二年)川島烈之助(茨城一年半)の諸氏にて又南波登  
發、津井藤吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘立になり(或  
は云ふ何れも一年半なるべしと)楠目馬太郎氏は引致拘留中との  
事なり。其餘退去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に惣員三  
百餘人と聞えしが此人々の住宅は皆警官(被處分者一人に付巡査  
二名宛)が出張して右退去の旨を申渡され(層宅ある者は一週  
間内許過者は即刻)其場に承服の向は直様附添て(或は云ふ派出  
所送り)新橋上野兩停車場若しくは品川新橋板橋千住等へ送り附



... (faded text) ...

押取巻て横濱警察署に連れ往きたり。(午後二時十五分着の汽車にても同様なりしと云ふ) 其中には山内一正(板垣伯の執事)中西辰精、片岡恒二郎等の人々あり現に午後二時二十分迄同署内に百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅館屋に休養する者もあり、其雜沓は中々容易の事に非ず、又同港には足を溜めさせる都合にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被處分者を乗組する様其筋より命令ありしと聞く又右に付波戸場邊の警衛もいと嚴重なりとの報あり。

○右につき警視廳は一昨日より職員を折半して半數宿直との事なり(同夜より徹夜)又外勤部詰所へは各警察署より最も壯健なる警部巡査を勝り立て詰合せらる(或は云ふ此等の事件に付本年は

内務省

同様の休暇なしと、又曰く昨日に限り同種留置場の差入物を禁ぜられたりしかか。又陸軍省も同夜俄に宿直を増され憲兵隊にても十分に非常を警められ、東京始審裁判所の検事局豫審局にても一昨夜來徹夜にて同條例に關する手續きを收購べらる。況んや警保局に於てをや、終夜絶えず警視廳と往復して其執行を打合せらる。斯く官衙は非常の混雜を極めたれども、市中は至つて平穩にて人々は皆嚴暮の營みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一向聞知せざる者の如くにて掛取り其他に市街を奔走するのみなりき

(下略)

規格-B-5

保安條例の發布と曠然たる社會（明治二十年十二月二十八日）  
時事新報  
 昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日附を以て其翌二十六日全國に發布し、その發布の當日より施行するとの事にて其第四條に據れば、皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認めるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経、期日又は時間を限り過去を命じ三年以内同一の距離内に入居寄宿又は住居を禁ずる事を得云々とありて、東京府内にては第一着に此箇條を施行し今尚ほ實行しつゝある眞最中に、是迄常に政治を議じ又週年有志總代などと稱し議縣より集り

來る目星しき者は、概ね治安を妨害するの虞あるものと認められ、一昨二十六日夜より、續々最寄りの警察署に引致せられ、即日即刺退去の嚴命を被むりしものあり。又或は何日何時までと時限を極められて退去を命ぜられたる者もあり猶ほ末だ署内に拘留せられ居る者もあり。その混雜は一方ならず、神田小川町警察署のみにも一昨夜より昨日に掛け二百十餘名、京橋警察署のみにも八十餘名、愛宕警察署にも百十餘名、其他闊洩しやら末だ取調べ中やらにて、精密なる人数は分り兼ねたれど、その總數は凡そ一千餘名もあらんとの噂なり。隨て警部巡査の往來織るが如く是迄引致せられたる有志者の家元又は旅宿は、豫て分り居たることゆへ巡査は夜半黎明の嫌なく、直ちにその旅館に向ひ先づ召喚狀

を示し、その管轄警察署に同道し歸り直ぐその場にて、何日何時  
限り退去を命す云々と言渡せし以上は、一人の退去者は大抵二人  
宛の巡査を附けて之を監督せしめ、即日即時の退去を命ぜられた  
る者は、その警署前に歸りて荷物を片付け行李の整ふや否や巡査  
附添の上、又直ちに退去者の望む地方に向つて管轄外まで護送し到  
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人数を送り出す  
事ゆえ、停車場その他諸街道の騒ぎは容易ならず、道路見る物堵  
の如く、目迎目送して何故かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方  
より上京して一時止宿したる者の退去なれども、東京に家もあり  
家族もありて同じく退去を命ぜられたる人々は、大抵何日何時ま  
でと數日間の猶豫を興へ、萬端支度をもさしむれども晝夜巡査附

見格 B. 5.

内務省

（以下は極く淡く、ほとんど不可読な文字列が縦書きで並ぶ）



添ひて、門戸の出入も最も嚴重なれば親戚の情話に時を移すこと  
能ず、退去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方  
に、命ずる警察署の手配りは日頃倍し警備嚴重、孰れの場にも  
門内には數十名の巡查兩列に相並びその繁閑に従ひては、甲署上  
り乙署に臨時補助を興ふる向もあり、中にも警察本署にては外勤  
の警部巡查四十餘名を宿直せしめ、小川町、京橋等の警察署にて  
は深夜に至る迄特務巡查を管内の止宿所に出張せしめて當夜の宿  
泊人を取調ぶる杯、徹夜の働きに一昨夜より昨日午後三時迄には  
、荒方取片付の手筈なりしと聞きたれど、此所に十人彼所に二十  
人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する監督巡查を要するこ  
と故、後には手も引き足らず、甲所を済して乙所に向ふに時を移

規格 B-5.

内務省

し、昨日夜に入るも尚ほ奔走に暇なかりし谷子なり。殊に一塵び  
過去を命ぜられたる上からは一通の書面も、一塵巡査の検閲を  
されば發する事ならぬとの掟にて、檢閲せらるゝ人よりする人の  
手数なかゝにて、去りとは又能く手の行届きたる者なりと、借  
父事の起りは一昨二十六日午後一時より、今度新築の芝公園殖生  
社に於て警官の忘年會を開き、三島警視總監を始め、各警察署長  
並に警部巡査等一同集會し、酒肴の饗宴談笑悠然たるその内にも、  
總監及び各警察署長は二時二十分頃、儼然その場を引上げ、一回  
打揃ひて警視廳内に會議を開き、散會したるは夕方にて、間もな  
く各署とも執行の手配を爲し、前上の如き大引致を始めたるもの  
なり。

規格 B. 5.

前項の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下  
下  
到  
る  
所  
に  
て  
巡  
査  
附  
添  
ひ  
に  
て  
壯  
士  
を  
送  
り  
出  
す、其の街道は北に南  
に各々思ひくなれども、最も多かりしは鐵道に依つて横濱に送  
られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充滿し、  
一  
群  
一  
隊、發車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査護送の數之に合  
ふて、横濱停車場までは同車し、爰に始めて横濱警察署の巡査に  
引渡したりと云ふ。又府下六大橋には最寄警察署の巡査立替して、  
一々京を離れて郷里に向ふ壯士の姓名を尋問し、夫々傳送したる  
由、又斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に違背せし  
向も數十名あつて、孰れも警視廳第二局に拘引せられたるよし。

(明治二十年十二月二十八日記載四四)

規格 B. 5.

過去を命ぜられた主な人々（近代日本史）

星亨（三年）林有造（同上）中島備行（同上）島本伸道（同上）  
尾崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江篤介（  
同上）吉田正春（同上）坂崎斌（同上）横山又吉（同上）林包明  
（二年半）山崎七司（同上）高田精策（同上）堀井孝治（同上）京  
都人）齋藤自治犬（同上）千葉人）早刈親明（同上）宮城人）百田升  
造（同上）福島人）八木原兼社（同上）新潟人）日無重真（同上）福島  
人）西山志道（同上）高知人）伊藤圭介（同上）岩手人）植島幹（同  
上）京都人）川藤貞盛（二年）新潟人）河内伸衛（同上）福島人）重野  
謙二郎（同上）山形人）備目尾太郎（同上）高知人）山田兼造（同上）  
和田惇儀（同上）川島烈之助（一年半）山田勇治（一年）岩手人）

内務省

規格 B. 5.

山田島吉（一年千乘人）宇野文助（同上茨城人）高野麟三（同上  
 千葉人）三輪正路（同上福島人）早川權彌（同上長崎人）久米弘  
 行（同上米沢）雨波登被（同上廣島人）島本佐一（同上高知人）  
 野山亮（同上山梨人）今村勘（同上新潟人）八木原長治（同上新  
 潟人）西海昌藏（同上新潟人）西島幸馬（同上高知人）高田政厚  
 （同上兵庫人）赤尾照雄（同上熊本人）貞方益親（同上長崎人）  
 森盛介（同上茨城人）藤田下學（同上熊本人）榎井康吉（同上秋  
 良人）  
 其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、退去總計五百七十人  
 の多きを加へ、奇兵者は二十四時國內に退去を命じ、住居者は十  
 二月三十一日を限り退去を命じ、正國よりの大澤艦を下した。

内務省

規格 B. 5.

片岡健吉等保安條例に問はる（近代日本史）

片岡健吉、坂本直寛等高知縣有志總代の任を負ひ三大事件の總白書を携へ同行數十名、上京して芝罘房町の金虎齋に止宿してゐたところ、保安條例の發布に遭ひ警察に召喚されて退去を命ぜられた。然るに片岡等抗辨して曰く「余等をして一箇人の資格を以て上京せるものならしめば、誰て命令を奉承すべし」と雖も余等八萬有餘人の總代にして、其郷里を護するや固く同志に約するに、苟も祖傳詭激の舉動を爲すことなく順正着實の方法を以て、諸君の意思を貫徹するに盡力すべきを以てせり。然るに今命に依て京城を退去せば、是則ち同志の委託に背て内亂を隱謀し、若くは治安を妨害するの企を爲したる事を自認するなり。苟も此の如くな

見格 B. 5.

らば、何の顔色あつてか故郷の同志に對せん、故に今退去を命ぜ  
ざるべからざる所以の證據を得るにあらずんば、命に應ずる能は  
ず」と、固く退去の命に背きたるを以て、遂に該條例第四條の問  
ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直寛、武市安哉、今村彌  
太郎、西山志澄、山本幸彦、澤本備彌太の七氏は輕禁錮二年六月  
監視二年前田岩吉は同二年八月監視二年、黒岩正存、細川義昌は  
同二年監視二年、樽淵幸馬は同一年六月監視二年に處せらる。是  
を聞て養きに退去の命を奉じ直に横濱に退去せし、該懲代中の二  
人安藤清香、黒岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何  
ぞ獨り徒勞して郷黨朋友に對するを得んや」として三十日夜再び  
上京して更めて退去せざる旨を申立てたるに、即刻拘留更に一應

取調の上同夜輕非裁判所に於て、各輕禁錮三年監視三年の宣告を受くるに至つた。

(明治二十年記載五五)

内務省

規格 B. 5.



...

...

### 保安條例制定廢止經過

#### 一 制定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラ

レ、同日ヨリ施行セラ

#### 二 廢止經過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之

ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了

### 第三帝國議會

衆議院 (議員提出)

安東九革 (第三帝國議會ニ於テハ野口裝外一名)ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

保安條例廢止案ノ委員ヲ各部ニ於テ選舉スルモ審議未了

### 第四帝國議會

衆議院 (議員提出)

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

特別委員ノ選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今日ノ社會情勢ノ許サザル所トナシ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤノ決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスル  
モノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局  
同院ニテ否決セラル

第五

第六帝國議會

第七

衆議院

貴族院

提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院

(議員提出)

德増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラル、同院ニ於テハ  
第二讀會ヲ省略シテ直ニ決議サレ多数ヲ以テ可決サル

貴族院

(衆議院提出)

議長委託ニテ本案ノ特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委  
員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル賛否両論アリタル  
モ採決ノ結果結局否決セラレタル旨委員長ノ報告アリ、  
一〇七對六四ヲ以テ第二讀會ハ開クベカラズトナシ、  
廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス

第九帝國議會

衆議院 (西村真太郎外二名提出)

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナレト認メテ該案ノ  
確定ヲナス

貴族院 (衆議院提出)

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セリタルノミニテ  
審議未了

第十帝國議會

衆議院 (政府提出  
竹内正志外二名提出)

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會ニ

於テハ憲法政治ノ今日同法ハ一日モ早く廢止スベシト  
ナシ、讀會ヲ省略シテ直ニ原案ノ通り可決ス

貴族院 (衆議院提出)

委員付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院  
貴族院  
提案者ナク議事ニ上ラズ

第十二帝國議會

衆議院 (金山從革提出)

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレシコトヲ望ム旨提案者  
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ  
確定セリ。

貴族院 (衆議院提出)

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベシトナス議員ハ僅ニ一  
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云フ意見デアツタガ、委員會  
長細川護成ハ一己ノ意見トシテ「近ク同法第四條第五  
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハコビトナリ居レル今  
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナシトシ主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇六對八九ヲ以テ第二讀會ニ移リ、引  
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認めラレ、保安條  
例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ  
リ